

## 【契約書別紙】（認知症対応型通所介護）

### 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

法定代理受領による場合、自己負担額は、介護保険負担割合証に基づく利用者負担割合に応じた額となります。

介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、償還払いとなりますので、利用料に従って、利用者は事業者に対して料金の全額（10割）を一旦お支払いいただきます。その上で、利用者は区に対して、事業者負担分を請求します。

また、支給限度基準額を超えたサービスを利用した場合には超過分の全額（10割）を、介護保険適用が出来ない場合には料金の全額（10割）を、利用料に従って、利用者は事業者に対してお支払いいただきます。

#### （1）介護保険対象分

\*利用ごとの合計単位数で計算するため、下記料金とは誤差が生じる場合があります。

##### ア 基本サービス料金

区分・内容	認知症対応型通所介護 1日(回)あたりの料金				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	5,450 円	5,716 円	8,558 円	8,769 円	9,923 円
要介護2	6,005 円	6,282 円	9,479 円	9,723 円	10,977 円
要介護3	6,537 円	6,859 円	1,0389 円	10,656 円	12,054 円
要介護4	7,092 円	7,425 円	11,277 円	11,566 円	13,131 円
要介護5	7,636 円	7,992 円	12,198 円	12,509 円	14,185 円

(1割負担の方)

区分・内容	自己負担額 (1割)				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	545 円	572 円	856 円	877 円	993 円
要介護2	601 円	629 円	948 円	973 円	1,098 円
要介護3	654 円	686 円	1,039 円	1,066 円	1,206 円
要介護4	710 円	743 円	1,128 円	1,157 円	1,314 円
要介護5	764 円	800 円	1,220 円	1,251 円	1,419 円

(2割負担の方)

区分・内容	自己負担額 (2割)				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	1,090 円	1,144 円	1,712 円	1,754 円	1,985 円
要介護2	1,201 円	1,257 円	1,896 円	1,945 円	2,196 円
要介護3	1,308 円	1,372 円	2,078 円	2,132 円	2,411 円
要介護4	1,419 円	1,485 円	2,256 円	2,314 円	2,627 円
要介護5	1,528 円	1,599 円	2,440 円	2,502 円	2,837 円

(3割負担の方)

区分・内容	自己負担額 (3割)				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	1,635 円	1,715 円	2,568 円	2,631 円	2,977 円
要介護2	1,802 円	1,885 円	2,844 円	2,917 円	3,294 円
要介護3	1,962 円	2,058 円	3,117 円	3,197 円	3,617 円
要介護4	2,128 円	2,228 円	3,384 円	3,470 円	3,940 円
要介護5	2,291 円	2,398 円	3,660 円	3,753 円	4,256 円

イ 各種加算料金

加算項目	内容	1日(回)あたりの料金	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
入浴介助加算(I)	施設の浴槽を利用して、入浴の介助を行った場合	444円	45円	89円	134円
入浴介助加算(II)	自宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合	610円	61円	122円	183円
個別機能訓練加算(I)	機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成し、これに基づくサービスの提供を実施する場合	299円	30円	60円	90円
個別機能訓練加算(II) (月1回まで)	加算(I)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合	222円	23円	45円	67円
生活機能向上連携加算(I) (3か月に1回まで)	理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合	1110円	111円	222円	333円

生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が事業者を訪問し、共同して個別機能訓練計画書を作成した場合	2220円	222円	444円	666円
若年性認知症 利用者 受入加算	若年性認知症利用者に対し、認知症対応型通所介護を行った場合	666円	67円	134円	200円
栄養アセスメント加算	管理栄養士と共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合	555円	56円	111円	167円
栄養改善加算 （月2回まで）	低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して栄養改善サービスを行った場合	2220円 （1回につき）	222円	444円	666円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6カ月に1回）	6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	222円	23円	45円	67円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6カ月に1回）	6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態のいずれかについて確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	55円	6円	11円	17円
口腔機能向上加算Ⅰ （月2回まで）	口腔機能の低下している方またはおそれのある方に対し、看護師等が口腔機能向上のための計画を作成し、これに基づくサービスの提供と定期的な評価及び見直しを実施した場合	1,665円 （1回につき）	167円	333円	500円

口腔機能向上加算Ⅱ (月2回まで)	口腔機能向上加算Ⅰの取組に加え、 口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	1776円	178円	356円	533円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	444円	45円	89円	134円
ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合	333円	34円	67円	100円
ADL維持等加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)を満たし、さらに改善がある場合	666円	67円	134円	200円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	下記①②いずれか ① 介護職員総数のうち介護福祉士を70%以上配置した場合 ② 職員総数のうち10年以上の介護福祉士を25%以上配置した場合	244円	25円	49円	74円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置した場合	199円	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	下記①②いずれか ① 介護職員総数のうち介護福祉士を40%以上配置した場合 ② 勤続7年以上の職員を30%以上配置した場合	66円	7円	14円	20円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の104を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の1割	左記の料金の2割	左記の料金の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の76を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の1割	左記の料金の2割	左記の料金の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の42を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の1割	左記の料金の2割	左記の料金の3割
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の31を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額。	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の24を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額。	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
	延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合。	3か月間、基本報酬の3%の加算を行う。（特別の事情があると認められる場合は一回の延長をする。）	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割

介護職員等 ベースアップ 等支援加算	処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得しており、所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の23を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割
介護職員等 処遇改善加算 （Ⅰ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の181を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割
介護職員等 処遇改善加算 （Ⅱ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の174を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割
介護職員等 処遇改善加算 （Ⅲ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の150を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割
介護職員等 処遇改善加算 （Ⅳ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の122を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割

<減算項目> 高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、人員配置基準欠如減算

事業所が送迎を行わない場合は、片道につき53円(2割負担の方105円、3割負担の方157円) 減算されます。

- ※ 介護支援専門員が作成するサービス提供票に基づき請求させていただきます。
- ※ 料金は、介護保険法に基づき算出いたします。
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。
- ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、令和6年6月1日より算定します。

## (2) 全額自己負担分

・昼食材料費	1食あたり	710円
・おやつ材料費	1食あたり	50円
・活動材料費	材料費の実費	
・コピー代	1枚につき	10円
	(両面コピーの場合は1枚につき20円)	

- ※ 当日、早退等の理由により、食事提供のサービスを受けなかった場合にも、昼食材料費及びおやつ材料費として、760円を徴収させていただきますので、ご了承ください。
- ※ なお、紙おむつ・紙パンツ・パット等を使用の方は、ご持参ください。